

文部時報

第1138号

昭和47年4月

□ 特集 昭和47年度文教行政の展望 □

昭和47年度文教施策の展望	井内慶次郎	2
大臣官房の企画調査事務	奥田 真丈	9
初等中等教育の充実	説田 三郎	14
高等教育の整備充実	安養寺重夫	25
学術研究の振興	犬丸 直	35
社会教育の振興	鹿海 信也	42
体育・スポーツの振興	石川 智亮	49
私学の振興	三角 哲生	55
文教施設整備計画	菅野 誠	59
ユネスコ活動の振興	廣長敬太郎	64
文化行政の振興	金田 智成	70

〔文部省の窓〕

育英奨学について	大学学術局学生課	80
教科書の検定	初等中等教育局教科書検定課	82

〔教育モニター欄〕

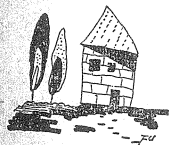
児童・生徒等の交通安全の確保について		84
--------------------	--	----

〔連載47回〕

人物を中心とした東京都教育郷土史	中島 弘喜	86
------------------	-------	----

表紙 鈴木 隆

カット 須貝夫早子



文化行政の振興

文化庁

〇はじめに

昭和四十七年度は、文化庁発足後第五年次を迎えることになる。この間の足取りを振り返って見ると、所管事業は年と共に充実してきた。ちなみに予算規模を見ると、昭和四十三年度（五〇億五、四〇七万円）、昭和四十四年度（五五億九、〇二七万円）、昭和四十五年度（六八億五、五五八万円）、昭和四十六年度（八九億四、〇二一万円）と伸びてきて、昭和四十七年度は一一四億四、三三四万円となり、これは前年度に比して二五億三、三三万円の増（二八％）であり、国家総予算（一般会計分のみ）の一、〇〇〇分の一に相当する。その限りで、必ずしも満足すべきでないかも知れないが、予算

規模の大必ずしもすべてではないので、今後は行政の質的向上のこともあわせ努力していかねばなるまい。

われわれがつねづね力説してきたことであるが、わが国がその経済力の繁栄を誇るにとどまらず、品位ある国家国民として国際社会において真に尊敬と信頼を勝ちとるためには、文化の振興が国是として強調され、国民一人一人に精神的なうまいと豊かさをもたらしうことが極めて肝要なことなのである。そのためには、わが国が世界に誇る幾多の貴重な文化的遺産を適切に保存し、その活用を図るとともに、伝統を承継しつつ新時代に即した芸術文化の創造を図り、さらに国民各層の芸術文化への参加と平有の機会を拡充する施策が強力に進められなければならないと思うのである。従来、とかく、文化の問題は中央に偏在して、地方に生活する人々には疎遠になされがちな感があった。催物の開催にも、文化施設の配置にもす

べて中央に偏在しがちであった。さらに、文化というものの考え方について、古来在来の伝統的特性を忘失破棄し、近代化の路線を突走ることが文明開化であると見なし、いたずらに欧米先進国の文物の導入にすべてをかけるきらいはなかったか。ここにわれわれは冷厳な反思に立って、われわれの先人の遺業を再評価し、歴史的伝統的な文物の価値に想いをいたし、その保存と活用を軸として新しいものの創造にまい進する基本的姿勢というものを今日の生活に打ち建てなければならぬと思う。

文化庁の行なう文化施策がこのような国の文化性の啓培に対してすべての使命を負うとも考えられないが、文化庁の文化政策の基本的態度は、庁発足当初から「伝統的な芸術・文化の保存・活用のための方策と、ヨーロッパ的な近代化芸術・文化の振興を促進するための方策の両者について有機的で均衡のとれた施策を進め、あわせて文化の国際交流を促進する」という基点に立って進めてきているのである。

近時、大きな国政上の問題となっているものに自然破壊と公害の問題がある。日本社会が有史以来の科学文明の隆盛の中にあつて物質的豊かさの裏で精神的貧しさにあえいでいる。相づく公害の爆発的出現がようやく経済効率万能主義にブレーキをかけ始めた。環境庁の設置や歴史的風土保存法の施行などの施策をおしておくれ、せながら自然環境や歴史的文化遺産の保存を積極的に進める体制が固められつつある。今後はさらに、新しい芸術文化の振興を経済政策の充実の前に犠牲にすることなく、積極的に推進しなければならぬまい。後述するとおり、来年度の文化行政の施策の中に新規事業と

して優秀映画の製作奨励その他が、また移動芸術祭、青少年芸術劇場の充実等地方の芸術文化の振興策を重点的に取り上げているほか、新たに文化テレビ放送の実施がある。この文化テレビ放送（予算三、一三六万円）を新しく始めることは今日の意義極めて大なるものがある。この企画は国立博物館・美術館等の収蔵品、特別展覧会出陳物等をテレビを通して家庭の茶の間に紹介するとともに、全国各地の芸術文化・文化財保護その他の各分野の問題をトビックス的に紹介するもので、その成果が期待されるものと確信している。

（前長官官房庶務課長 金田智成）

〇芸術文化の振興

昭和四十七年度の国の芸術文化関係予算（附属機関を含む）は、二〇億三、〇三七万円で前年度に比し、五億八、一五七万円の増で、四〇％増である。特にこのうち本庁文化部の芸術文化事業費は、前年度六億三、九六〇万円が昭和四十七年度予算では一〇億九、三四四万円となり、四億五、三八四万円増で、実に七一％と飛躍的な伸び率を示したことは大いに注目されてよいであろう。もっとも芸術文化に多額の予算を支出している欧米諸国に比較すれば、この額はまだ決して多いとはいえないが、このような高い伸び率を示したことは、芸術文化関係者の並々ならぬ努力に負うところも大きい。また国民一般の芸術文化に対する関心と理解が高まってき

ていることを如実に物語っているともいえる。以下その主だった事項について説明する。

一 青少年芸術劇場の全県実施

すぐれた音楽、演劇等の公演を青少年に無料で鑑賞させる「青少年芸術劇場」は、今年で六年目を迎えるが、四十七年度は、青少年の強い要望に応え、従前のオペラ、新劇、能狂言、文楽およびオーケストラに新たにバレエを加え六種目としたほか、全国各県（沖縄を含む）において一種目二公演は開催できるよう、前年度三、五八〇万円を三倍強の一億一、〇一七万円に増額計上した。芸術を愛好する国民を育てるためには、若い時代から芸術に接する機会を与えることが肝要である。青少年芸術劇場の拡充は、次の時代をにやう青少年の情操の涵養と、わが国の将来の芸術文化の発展にはかり知れない意義を持つものである。なお、沖縄には、青少年芸術劇場が戦後はじめて国の行なう芸術文化事業として実施されることになるので、復帰を記念して交響楽の公演で青少年に祝福を送ることにしている。

二 移動芸術祭の全県実施

四十六年度から発足した移動芸術祭は、各地において好評を博したので、四十七年度はさらにその規模を拡大し、移動芸術祭開催県を四か所から五か所に増加するとともに、その機会を利用して、青少年芸術劇場と同様に巡回公演回数を大幅に増加して全道府県で実施し、すべての国民が身近かなところで、しかも低廉な入場料金で

すぐれた舞台芸術を鑑賞できるようにした。公演種目も、文楽、歌舞伎、新劇、交響楽、オペラ、バレエと豊富であり、この度の移動芸術祭の拡充は、地方の人々に大きな期待を持たれている。本年度は、前年度より四、三五六万円増の一億二、八三六万円を計上した。

三 地方芸術文化の振興

わが国の芸術文化活動は、中央偏在のきらいがあり、地方住民もあまねく芸術文化の恩恵を享受する機会を増加するとともに、地方にそれぞれ特色ある文化の発展を図ることが必要であろう。

さきに述べた青少年芸術劇場、移動芸術祭も地方芸術文化の振興の一環として実施されている施策であるが、このほかに次の施策を充実することとしている。

(1) 地方文化施設整備費補助

音楽堂、劇場、美術作品展示場等の機能を有する文化施設を持つことは、今や中央、地方を問わず芸術文化振興の絶対不可欠の条件となっているが、地方においては、全国六一四市のうち、かかる文化施設を一つも持っていない市がまだ半数もある現状である。文化庁の当面の整備方針は、人口一〇万以上の都市および広域市町村圏の中心城市で文化会館未設置のところを対象に整備計画を進めており、四十七年度は前年度より五館増の十五館に対する整備費補助金二億二、五〇〇万円（一館当り一、五〇〇万円）を計上した。

(2) 地方芸術文化活動の助成

都道府県が主催する音楽、演劇、美術、文芸等の芸術文化行事に

ついて助成する地方文化振興費補助金は、前年度同様三、〇〇〇万円を計上し、地方独自の芸術文化活動を引き続き促進することとしている。

(3) 文化振興会議

地方における芸術文化および文化財保護の現状における問題点と今後のあり方について研究討議を行なうこの会議は、今年、第四回目を迎えるが、本年度も引き続き全国八地区において開催することとし、前年度とほぼ同額の二八七万円を計上した。

(4) 地方巡回名作美術展（明治、大正、昭和三代名作展）

わが国の近代美術の名作鑑賞の機会を地方の人々に提供するため、従来から実施しているこの美術展は、地方で毎年好評を得て迎えられているが、本年度も前年度とほぼ同額の一四六万円を計上し、開催する。

(5) 現代美術選抜展

中央の日展、二科展等の受賞作品を地方に巡回展示する中央展選抜展と、全国の県展から選抜された優秀美術作品を東京で展示する県展代表作選抜展とを開催するこの展覧会は、前年度とほぼ同額の七三〇万円を計上し本年度も開催する。

四 芸術祭および芸術選奨

毎年、秋の芸術行事として実施している国の芸術祭は、今年で二十七回目を迎えるが、本年度は、芸術祭の充実を図るため、新たに海外で活躍している邦人演劇家四人を招へいすることとし、そのための経費一六七万円を増額し三、〇〇〇万円を計上した。

次に芸術選奨は、ほぼ前年度と同額三二〇万円を計上し、芸術各分野において年間最も優秀な業績をあげた者を選奨して顕彰し、創作活動の奨励をはかることとする。

五 芸術家在外研修員の増員

美術、音楽、舞踊、演劇、映画等の各分野から将来有為の新進芸術家を国費で海外へ派遣し、一年間研修させるもので、四十七年度は、前年度の八人から十二人に増員し、三、〇九九万円を計上した。

六 芸術文化関係団体の助成

芸術文化の向上普及は、芸術文化関係団体の活動に負うところが極めて大きい。これらの団体の多くは、資金不足のため充分な活動ができない実情である。このため、従来から芸術創作活動、地方芸術文化の振興、青少年への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等を行なう団体のうち、実績を有するものの事業を助成して、その促進をはかっているが、四十七年度はさらにその助成の拡大をはかることとし、一億二、〇〇〇万円増の三億五、五〇〇万円を計上した。

七 第二国立劇場調査

オペラ、バレエ、新劇等の現代芸能のための第二国立劇場（仮称）の調査費が四十六年度に予算化（一五八万円）され、目下調査を進めているが、四十七年度はこれをさらに具体化するため設立準備協

議會を設置し、基本構想を検討するとともに、あわせて劇場の管理運営、公演の実施方式に重点をおき、諸外国の劇場の実情調査を行なうこととし、五四六万円を計上した。

八 優秀映画の促進

最近の映画界の傾向は、興味本位の低俗な作品の製作に力が注がれ、鑑賞に堪える芸術作品は年々減少している。このような現状から優秀映画の製作を促進するための方策を講ずることが急務とされていたが、四十七年度は新たに優秀映画の製作促進のための奨励金一億円（年間十本分）を計上したほか、優秀映画製作および鑑賞促進の方策について、前年度に引き続き調査研究するため調査会の開催および諸外国の事情調査を行なうこととしている。

九 国語施策改定の普及

当用漢字音訓表および送りがなのつけ方の改定について、国語審議会はかねてから検討を進めているが、近く文部大臣に答申する運びとなった。このため、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等の分野をはじめ、広く一般社会に対して改定の趣旨を普及徹底し、その円滑な実施をはかるため、説明会の開催および説明資料の関係方面への配布等に要する経費として、本年度新たに一、五八五万円を計上した。

十 不活動宗教法人の実態調査

一八万をかぞえるわが国の単位宗教法人のうち、活動不明の法人

を現状のまま放置しておくことは、正常な宗教活動の振興の障害となつてゐるばかりでなく、一般社会の誤解や信用を失うことになりかねない。これらの宗教法人の指導の方策に資するため調査を要すると考えられる約一八、〇〇〇法人を対象として昭和四十七年度以降三か年計画で調査票を郵送し調査することとし、その第一年度の調査に必要な経費一一五万円を計上した。

十一 国立美術館等の充実整備

東京国立近代美術館は、美術作品購入費を三〇〇万円増の二、五〇〇万円、特別展として開館二十周年記念「近代日本美術展」を開催するほか、フィルムセンターの運営の充実を図るため展示経費等を増額計上した。

京都国立近代美術館は、美術作品購入費を三〇〇万円増の二、五〇〇万円、特別展として「ヨーロッパの日本作家展」を開催するほか、従来から懸案となつていた建物の新築移転を行なうため、新たに新館新営調査費として三二〇万円を計上した。

国立西洋美術館は、美術作品購入費を七、〇〇〇万円増の一億四、〇〇〇万円のほか、特別展として「フランス中世美術展」を開催することとしている。

国立国語研究所は、特別研究として、新たに、漱石、鷗外の用語の研究として四〇六万円を計上したほか、現在の庁舎が老朽化し、また狹隘なため、本年度から二か年計画で新営することとし、初年度分として五、〇〇〇万円（建設省の官庁営繕費）を計上した。全体計画は、三、一〇八平方メートル、建築費増額二億一、九一〇万

円を予定している

（文化庁文化普及課長 土生武則）

〇 文化財保護の推進

昭和四十七年度の文化財保護関係予算は、人件費を除き約八〇億六、〇〇〇万円で前年度に比し約一七億円の増（二七％増）となっている。以下、その概要について説明する。

一 国立歴史民俗博物館および地方歴史民俗資料館の設置

国立歴史民俗博物館（仮称）の設置準備のため、昭和四十二年度から継続して調査費を計上し、設置準備懇談会の開催、海外事情の調査等を行ってきた。昭和四十七年度においては、歴史資料および民俗資料について詳細かつ具体的な調査を行なうとともに、建設予定地（千葉県佐倉市佐倉城跡）の地質・地耐力試験を実施し、建設用地の具体的利用計画について調査するための予算三、七九三万二千元を計上した。また、展示計画等専門的業務を処理するための研究員一名の増員が認められた。この博物館は、わが国の各分野にわたる歴史資料および民俗資料を収集、保管、展示し、あわせてこれらの資料についての調査研究、情報サービス等を行ない、ひろく国民一般に対してわが国の歴史と国民生活の変遷についての正しい知識と理解を深めることを目的として設立しようとするものである。

次に、地方の歴史資料、民俗資料等を収集、保管し、郷土の歴史と文化財に対する知識と理解を深めるための地方歴史民俗資料館の設置については、県立二館、市町村立一五館（前年度六館）の建設費補助金一億一、八〇〇万円を計上した。

二 文化財保存緊急総合調査の実施

文化財の管理状況の実態を総合的に調査し、防災計画の案を緊急に策定するため緊急総合調査を実施するための経費三、〇六六万円、開発事業等により衰亡の危険にさらされている天然記念物、民俗資料について緊急に実態を調査するための経費二、二六五万円、文化財として価値のある集落町並の実態を調査し、その保存対策についての検討の資料とするための経費一一二万一千円、計五、四四三万一千円を計上した。

三 国宝・重要文化財の保存整備

国宝、重要文化財等の修理事業については、建造物関係では九億三、二九一万七千円（前年度八億一、二二六万二千円）、美術工芸品関係では六、九七八万三千円（前年度六、二三〇万七千円）、民俗資料関係では八一〇万円の補助金を計上した。

防災施設費等補助については、建造物関係では、自動火災報知機、消火栓設置等のいわゆる一般総合防災、火除地の設置などの環境保全、民家の買上げ、民家緊急調査、蟻害緊急対策（緊急調査および緊急防除）などを実施する経費として四億三、七一二万三千円（前年度三億七、七六七万五千円）の補助金を計上した。美術工芸

品関係では、一般防災に七、六三一万二千元（前年度六、六九四万一千円）を計上した。記念物関係では四、六六五万六千元を計上した。なお、国有文化財管理、法隆寺文化財管理、文化財建造物保存技術者養成に要する経費として一、四九七万九千円を計上した。

収蔵庫建設費補助として、美術工芸品関係では七、五二〇万円、埋蔵文化財関係では一、四三三万円、民俗資料関係では一、五〇〇万円を計上した。

これらの合計は、一六億九、〇四二万円（前年度一四億六、九六三万一千円）である。

四 国宝・重要文化財等の買上げ

国宝・重要文化財の散逸、損壊、海外流出等を防止し、国が積極的にその保存、活用を図るため、買上げ費五億四、〇〇〇万円（前年度二億一、〇〇〇万円）を計上した。そのほか、無形文化財資料の買上げ等に要する経費三七万三千円を計上した。

五 無形文化財の保護

重要無形文化財保持者に支給する特別助成金を一、五五〇万円増額し、四、二〇〇万円（保持者一人当たり六〇万円、七〇人分）計上した。また、無形文化財の伝承者養成、公開等に対する補助金六、〇二二万七千円（前年度四、四五六万四千円）、無形文化財の記録作成、調査等に要する経費一、三〇〇万六千円を計上した。なお、国立劇場補助の一端として文楽後継者養成事業費一、四〇七万六千円が新たに計上された（新人十八、二年課程）。

六 史跡等の保存整備

最近の各種開発事業等の急速な進展に伴い、史跡等の保護の問題が全国各地で発生し重要な課題となっている。これに対処するため史跡等の土地買上げ費の補助金を前年度一四億八、〇〇〇万円に比し三五％増の二〇億円計上した。現在、史跡に指定されている物件は、約九〇〇件で指定面積は約一万二、〇〇〇ヘクタール、うち約三一％にあたる約三、九〇〇ヘクタールが民有地であるが、開発が激しく、また法による規則のみでは史跡を民有地のままで保存することはきわめて困難になってきているため、公有化による保護を図ろうとするものである。公有化の全体計画としては指定された民有地の約三〇％にあたる一、二三〇ヘクタールを今後計画的に買上げることとし、さしあたり緊急を要するもの八四三ヘクタール（補助金約三二〇億円）を昭和四十五年度から十年計画で買上げることとしている。

次に史跡等の環境整備事業や修理事業に対する補助金として三億四、〇八一万三千円が計上されている。この中には各地方の伝統ある歴史的、風土的特性をあらわすにふさわしい史跡等の豊富な地域の広域保存と積極的な活用を図るための「風土記の丘」建設費補助金も含まれている。

第三に、急速かつ大規模な最近の国土開発に対処して埋蔵文化財の保護を図るため、埋蔵文化財包蔵地の緊急発掘調査費、全国遺跡分布調査費等の経費一億二、七一八万七千円の補助金が計上されている。

七 平城宮跡および飛鳥・藤原宮跡の保存整備

特別史跡平城宮跡については、当初計画による約七一万四、〇〇〇平方メートルの国費買上げを完了し、発掘調査と整備、管理を奈良国立文化財研究所において行なっているが、その後国道二四号線バイパス建設に関連して発見された東院跡地域については、特別史跡に追加指定するとともに民有地の国費買上げを四十四年度から行なっている。四十七年度の平城宮跡の保存整備に要する経費は、土地買上費五億七二六万二千元（前年度一億七、五五七万四千円）を含め、七億五六万七千円が計上されている。

次に、飛鳥・藤原宮跡については、四十五年九月および十月に歴史的風土審議会と文化財保護審議会から、それぞれこの地域の文化財等の保存および活用に関する答申が行なわれ、さらに同年十二月には「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定がなされた。文化庁においては、従来からこの地域の文化財の保存を図るため、史跡の買上げ、整備等に対する補助、宮跡等の発掘調査の実施等を行ってきたが、四十六年度からは、答申・閣議決定に従い、本格的に飛鳥・藤原宮跡の保存整備を推進している。四十七年度には、保存整備計画の策定等に要する経費一、一四八万五千円、土地買上費二億一、二九一万一千円、遺跡環境整備に要する経費三、六六一万三千円、国立飛鳥資料館（仮称）建設費の第二年度（最終）分二億五、七七七万四千円、発掘調査費六、五〇三万三千円、計五億八、三八一万六千円が計上された。また、平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査、整備管理等

を促進するため、奈良国立文化財研究所に五名（事務員二名、研究員三名）増員する。

八 国立博物館の整備

東京国立博物館については、収蔵庫の新館の第二年度（最終）分として三億三、二七四万七千円を計上した。全体計画は、三、三〇〇平方メートル、四億一、五〇六万二千元である。

なお、各館とも特別展（東博Ⅱボストン美術展、百周年記念琳派展、京博Ⅱ厳島の秘宝と瀬戸内の美術展、奈良博Ⅱ阿弥陀如来彫刻展）を充実するとともに、陳列品購入費一億四、五〇〇万円（前年度一億二、三〇〇万円）を計上した。

九 沖縄の文化財保護

沖縄の本土復帰が四十七年五月十五日と決定したが、これを記念して沖縄復帰記念古美術展実施の経費七三六万四千円が計上された。

沖縄の文化財については、四十六年度にも実態調査等を行ない、本土法による指定のための準備を進めているが、四十七年度には、さらに各種の調査を行なう。復帰後指定される文化財については、文化庁計上の一般の補助金により緊急を要する事業を逐次、補助する予定である。

なお、沖縄所在の戦前指定の文化財には戦災を受けたものがきわめて多いという事情をも考慮して、これら戦災文化財のうち、特に首里城関係のものについてはその復旧を行なう計画である。さしあ

たり昭和四十七年度には百里城獄会門および接続石垣を二年計画で復旧することとし、その所要経費として二、三七一万二千元が沖縄北方対策庁に計上されている。

(文化財保護部管理課長 宮野礼一)

○ 国際文化交流の推進

文部省関係の教育・学術・文化の国際交流事業は、昭和四十七年度で約三九億円とみこまれ、この内容の主なもの、①留学生の受入れ、派遣関係約一二億円、②日米等二国間相互の人物や芸術等の交流関係(約三億三千万円)、③アジア諸国への教育協力(ユネスコ関係を除く)関係(約五、五〇〇万円)、④ユネスコその他の国際機関の交流事業への協力関係約三億円、⑤学術交流関係約一二億円、⑥その他約七億八千万円(国際会議、教職員の海外研修派遣、海外日本人子女の教育事業等)となっている。そのほかに、南極地域観測などの国際学術活動への協力事業とか、大学、研究所などの特別会計事業などがあるが、教育、学術・文化の振興という意味からもこのような交流事業のいっそうの拡大が望まれよう。

一 芸術・文化交流

各種の芸術文化団体の国際交流事業に対する援助、海外からの演奏家などの招へい、わが国の新進芸術家などの海外での研究派遣、東京国立博物館と米國ボストン美術館との美術品交流展、わが国美

術の巡回展など芸術、文化交流事業に関する経費として、二億三五四万四千円を計上した。

二 文化協定国等との人物交流

わが国と文化協定を締結している諸外国(現在、仏、英、独、伊等一三か国)から学術研究面の分野で指導的地位にある学者を招致し、わが国の大学、研究機関の学者と懇談し、講演を行なう等の機会を提供する事業は、昭和三十八年度以降四十数名の招致の実績をあげているが、昭和四十六年からは、新たに芸術・文化面の分野の文化人をも加えた。また、従来から実施しているわが国の大学等の学者、教員のフランス、ドイツ、ソ連への派遣事業等も引きつづき実施することとしその予算二、九〇〇万円計上した。

なお、文化交流事業に大きな役割を果たしている国際文化交流団体としての財団法人日仏会館、日独協会、日伊協会に対し、従来どおり、その事業費の一部を補助するとともに、日仏間の人物交流事業の一部を日仏会館に委託し、文化交流拡充に資することとし、その予算一、二五万七千円を計上した。

三 日米間の教育・文化交流

日米間の教育・文化交流事業については、隔年開催される日米教育文化会議においてその評価と拡充計画が討議されているところであるが、文化庁予算による昭和四十六年度の事業としては、AFSインターナショナル・スカラシップによるわが国高校生約一四〇人の一年間米國留学を引きつづき援助するほか、中等教育における英

語指導研究を目的とした都道府県指導主事等一〇名のイースト・ウエスト・センター(ハワイ)への留学援助など一、〇二八万六千円を計上した。

四 海外勤務者子女教育の推進

海外に活躍する邦人勤務者の子弟の教育は、年とともに重要性を増しているが、従来から外務省と協力して行なってきた日本人学校の校舎借料や、本邦からの教員の派遣、教科書、指導書VTR機器を含む教材の送付などの援助について昭和四十七年度においては、従来の二六校のほか、ソウル(韓国)、サイゴン(ベトナム)、クエート(クエート)、カイロ(エジプト)の四校を増し、三〇校に対し、その援助を行なうこととしている。この場合、昨年新たに設立された財団法人海外子女教育振興財団に教材の整備等の事業を委託することとしている。また、新たに日本人学校の所在しない地域等に在留する子弟に対し、小学校国語、算数二教科の通信教育事業を実施することとし、その事業費を同じく前記財団に補助することとし、これら海外子女教育関係経費として六、五五二万四千円を計上した。

五 アジア・アフリカ諸国への教育協力

アジア・アフリカのいわゆる開発途上国に対する教育協力については、昭和四十七年度においても、従来にひきつづき、アジア各国文部省の次官・局長などの教育政策立案の衝にある指導的行政官五名を招致し、教育行政の責任者と懇談の機会を与えとともに、教

育施設等の視察調査を願ひ、教育協力の基礎を強めることとしている。

さらに、中等学校程度の理科教育専門家四か国五人、農業教育専門家一か国一人をそれぞれ、わが国から派遣するとともに、これらの教育に必要な器材を供与するとともに、新たに視聴覚教育の分野について二か国に二人の専門家の派遣と教育用器材の供与を行なうこととし、これら教育協力関係の経費として総額四、〇五五万円を計上した。

以上のほか、海外での日本語教育に関する要請の高まっているのにかんがみ、外国人に対する日本語教育普及に関する事業として、モデル教材の作成、配布、研修会の開催などに要する経費として、一、〇三八万円を計上している。

(長官官房国際文化課長 沢田徹)

沖縄教育の課題と展望

飯島 宗一

〔座談会〕

沖縄の教育を考える——現地座談会——

〔出席者〕 与那嶺 仁助・島袋 全幸・津嘉山 朝吉

砂川 恵勝・(司会) 知念 繁

〔てい談〕

沖縄の本土復帰をめぐる

〔出席者〕 大浜 信泉・田中 澄江・村山 松雄

沖縄の復帰と教育対策

柳川 覚治

沖縄における教育の現状と戦後の歩み

琉球政府文教局復帰対策室

〔現地ルポ〕

沖縄の文化財

佐 正夫

◇昭和四十七年度予算は、四月二十八日の参院本会議で可決され、成立しました。本号では、昭和四十七年度文教行政の展望を特集しました。まず、文教施策の展望を官房長からその特色と重点施策について述べていただき、次いで初等中等教育の充実のうち、中教審の答申に基づき幼稚園教育の普及充実、特殊教育の振興をはじめとして、各局の主要施策についてそれぞれ担当の方々に解説していただきました。

◇昭和四十七年度の文部省所管予算の総額は、一兆二千四百九十七億三千八百萬円で昭和四十六年度と比べて、二千八百七億三百五十七萬円の増、二〇%の伸びとなっております。その内容も教育改革の推進に取り組む初年度として、教育・学術・文化の各分野にわたり従来の施策がいくつか拡充され、昭和四十七年度における文教施策の進展が大いに期待されます。

◇なお本誌では本号から装いをあらたに、「文部省の窓」と「モニター」を新しく設けて、広く一般国民に時々の文教施策をお知らせするコーナーを新設しました。

MEJ 5138

月刊

「文部時報」

4月号

第1138号

著作権
所有

文 部 省

昭和47年4月5日 印刷
昭和47年4月10日 発行

発行所 株式会社 帝国地方行政学会

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座東京 161 番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 100円 (〒20円)

年間購読料 1200円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。

* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店にお願いします。